



平成 27 年 2 月 20 日

各 位

株式会社ミマキエンジニアリング  
代表取締役社長 小林久之  
(JASDAQ コード番号: 6638)  
問い合わせ先 取締役管理本部長 小林 修  
電話: 0268-64-2281 (代表)

### 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 20 日の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部または市場第二部への上場市場の変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日公表の「東京証券取引所における上場市場変更承認に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 【本資金調達目的】

当社グループは、業務用インクジェットプリンタ、カッティングプロッタ及びインク等の消耗品の開発・製造・販売・保守サービスを一貫して行う開発型企業として、「新しさと違い」にこだわり、常に先進性と独自性のある製品を市場に提供してまいりました。また販売市場は、広告・看板等の製作用途の SG (サイングラフィックス) 市場、工業製品や一般消費者向け商品等の加飾用途の IP (インダストリアルプロダクツ) 市場、生地や既製の擦染用途の TA (テキスタイル・アパレル) 市場の 3 つであり、連結売上高の約 75% を海外で獲得するグローバルな事業展開を行っております。

当社グループの製品力・販売力はこれまでも信認を得ておりましたが、リーマンショック後の先進国経済の混乱や過度な円高等により、厳しい事業環境にありました。しかし、一昨年来のアベノミクス効果により円高水準が是正され、地政学リスク等による不透明感を残しながらも日欧米の先進国経済が持ち直しつつある等、事業環境は大きく改善いたしました。また、当社グループの属する業務用インクジェットプリンタ市場は、産業界における多品種少量生産ニーズの高まりを受け、当社製品が実現するデジタル・オンデマンド生産が新興国を含めた世界規模で進展していることから、今後も継続的に拡大すると予想しております。このような状況の中、当社グループでは中期的な連結売上高目標を 500 億円とする“M500 プロジェクト”を前連結会計年度より開始いたしました。この中期目標の達成に向け、主力の SG 市場でのシェア拡大を図るとともに、IP 市場、TA 市場での事業を SG 市場に並ぶ第 2、第 3 の柱へと拡大する取り組みを推進した結果、当連結会計年度の連結売上高の着地を 465 億円と予想しており、M500 プロジェクト達成後のさらなる成長を見据えた戦略を実行に移す段階に至りました。

今後さらに事業を発展させるためには、開発・生産能力の拡充と自己資本の増強を重要な経営課題として認識しております。当社グループの製品開発は全て国内で行い、生産についても高付加価値機種を中心に大部分を国内で行っております(エントリーモデルの一部を中国の製造子会社に移管しております)。高付加価値機種の製品供給力を高めるためには、本社機能も含めた国内の開発・生産能力の拡充が必要と考えております。また、業容拡大に伴い外国為替の取り扱いや固定資産が増加することを想定した場合、財務の観点から現在の自己資本の水準は十分とは言えず、増強が必要と考えております。

本調達資金は、既存の加沢工場 D 棟の建替及び新たに工場用地を取得して、工場 1 棟を新築するための設備投資に充当する予定であります。グローバルなニーズに対応できる高付加価値機種の開発能力と供給能力を強化すると同時に、自己資本を増強して財務の安定性を高めることが可能となります。本資金調達によって、当社グループの安定的収益基盤の確立と持続的成長のための原資を確保し、中長期的な成長戦略の実行と業績のさらなる向上を実現することにより、当社グループの企業価値の向上につなげてまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- |  |  |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数   | 当社普通株式 1,800,000株  |
| (2) 払込金額の決定方法  | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により平成27年3月2日（月）から平成27年3月5日（木）までのいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。  |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額   | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。  |
| (4) 募集方法   | 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 引受人の対価   | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。  |
| (6) 申込期間   | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。   |
| (7) 払込期日   | 平成27年3月12日（木）  |
| (8) 申込株数単位   | 100株   |
| (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 小林 久之に一任する。 |  |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。                                    |  |

### 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 210,000株   |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 田中 芳子 120,000株<br>藤田 正秋 50,000株<br>小林 久之 40,000株  |
| (3) 売出価格       | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。） |
| (4) 売出方法       | 売出しとし、みずほ証券株式会社（以下、「売出しにおける引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。<br>売出しにおける引受人の対価は、売出価格から売出人における引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。  |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 27 年 3 月 13 日 (金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 小林 久之に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、引受人の買取引受による売出しも中止する。

### 3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し) (後記<ご参考> 1. をご参照)

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 300,000 株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、または本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにおける需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 300,000 株を上限として借入れる当社株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 27 年 3 月 13 日 (金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 小林 久之に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

### 4. 第三者割当による新株式発行 (後記<ご参考> 1. をご参照)

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 300,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 平成 27 年 3 月 25 日 (水)
- (6) 払 込 期 日 平成 27 年 3 月 26 日 (木)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 小林 久之に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から300,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、300,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下、「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成27年2月20日（金）の取締役会において、前記「4. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式300,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を、平成27年3月26日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下、「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から平成27年3月23日（月）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買い付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当に応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われな場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- |                      |             |                 |
|----------------------|-------------|-----------------|
| (1) 現在の発行済株式総数       | 13,920,000株 | （平成26年12月30日現在） |
| (2) 公募増資による増加株式数     | 1,800,000株  |                 |
| (3) 公募増資後の発行済株式総数    | 15,720,000株 |                 |
| (4) 第三者割当増資による増加株式数  | 300,000株    | （注）             |
| (5) 第三者割当増資後の発行済株式総数 | 16,020,000株 | （注）             |

（注）前記「4. 第三者割当による新株式発行」の募集新株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集による手取概算額 3,589,000,000 円及び一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限 599,000,000 円と合わせた手取概算上限額 4,188,000,000 円について、今後のさらなる事業成長を見据えた開発・生産能力の拡大のための設備投資資金の一部に充当する予定であります。具体的には、既存の加沢工場の一部を解体・増築する（工期：平成 26 年 10 月～平成 27 年 12 月）ための資金として 1,331,000,000 円を平成 28 年 3 月末までに、工場用地を取得する（取得時期：平成 27 年 3 月）ための資金として 1,326,000,000 円を平成 27 年 3 月に、残額を同用地に工場 1 棟を新築する（工期：平成 27 年 11 月～平成 29 年 1 月）ための資金の一部として平成 29 年 3 月末までに充当する予定であります。支払いまでの資金管理は、当社預金口座にて行います。

なお、当社グループの設備投資計画については、平成 27 年 2 月 20 日現在（ただし、既支払額については平成 27 年 1 月 31 日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 加沢工場	長野県 東御市	日本	工場設備の 解体・増築	1,347,980	16,980	増資資金	平成 26 年 10 月	平成 27 年 12 月	約 20% 増加 (注)3.
			金型	487,208	189,799	自己資金 及び 借入金	平成 26 年 4 月	平成 27 年 3 月	(注)2.
当社 新設工場 (名称未定)	長野県 東御市	日本	工場用地の 取得	1,326,000	—	増資資金	平成 27 年 2 月	平成 27 年 3 月	約 40% 増加 (注)3.
			工場設備等 の新築	2,160,000	—	自己資金 及び 増資資金	平成 27 年 11 月	平成 29 年 1 月	
			付帯工事	640,000	—	自己資金 及び 増資資金	平成 27 年 11 月	平成 29 年 1 月	

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
 2. 完成後の増加能力については、新製品の切替えまたは更新のため大きな変動はありません。  
 3. 完成後の増加能力については、加沢工場の解体・増築及び新設工場の建築が完了する前の現状を基準として、床面積の増加率を基に算定しております。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える影響

今回の資金調達による当期業績予想への影響は軽微であります。調達資金を既存工場の増築や新工場建設等の設備投資資金に充当することにより、当社グループの中長期的な成長と企業価値の向上に資するものと考えております。

### 4. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

#### (2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」のもと、利益水準等を総合的に勘案の上、配当を決定しております。

#### (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えと研究開発費用として投入していくこととしております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
1株当たり連結当期純利益	16.08円	9.95円	66.04円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	7.00円 (3.50円)	7.00円 (3.50円)	7.00円 (3.50円)
実績連結配当性向	43.5%	70.4%	10.6%
自己資本連結当期純利益率	3.5%	2.1%	12.4%
連結純資産配当率	1.5%	1.5%	1.3%

- (注) 1. 平成24年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。このため、平成24年3月期の期初に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり連結当期純利益及び1株当たり年間配当金を算定しております。
2. 1株当たり連結当期純利益は、連結当期純利益の総額を期中平均発行済普通株式数(自己株式を除く。)で除した数値です。
3. 実績連結配当性向は、当該決算期の1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
4. 自己資本連結当期純利益率は、当該決算期末の連結当期純利益を、少数株主持分控除後の連結純資産の期首・期末平均で除した数値です。
5. 連結純資産配当率は、当該決算期の1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産の期首・期末平均で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権方式のストックオプション(平成20年6月26日株主総会決議分)を発行しております。当該新株予約権の内容は次のとおりであります。なお、今回の公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数(上記<ご参考>2.(注)を参照のこと。)に対する下記の新株式発行予定残数の比率は上限0.4%となる見込みです。

(平成27年1月31日現在)

株主総会決議日	新株式発行 予定残数	新株予約権の 行使時の払込金額	行使期間
平成20年6月26日	66,000株	322円	自平成23年2月14日 至平成27年6月30日

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンス

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	69,900円	342円	393円	1,248円
高 値	71,000円 □345円	480円	1,550円	3,040円
安 値	53,700円 □330円	241円	366円	928円
終 値	341円	397円	1,231円	2,100円
株価収益率	21.2倍	39.9倍	18.6倍	—倍

- (注) 1. 株価は、平成25年7月15日までは株式会社大阪証券取引所におけるものであり、平成25年7月16日より株式会社東京証券取引所におけるものです。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 平成24年3月期の株価の口印は、平成24年4月1日付の普通株式1株につき200株の株式分割による権利落後の株価を示しています。
3. 平成27年3月期の株価については、平成27年2月19日現在で表示しています。
4. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値です。また、平成27年3月期については未確定のため表示していません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である田中芳子、藤田正秋及び小林久之並びに当社株主である株式会社池田ホールディングス、有限会社田中企画、田中規幸及び池田明は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行並びに新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。